

今後の総合基本施策・調査観測計画部会の進め方について（案）

活動火山対策特別措置法

第三十一条 文部科学省に、火山調査研究推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること。

二 関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。

三 火山に関する総合的な調査観測計画を策定すること。

四 火山に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと。

五 前号の評価に基づき、広報を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

3 本部は、前項第一号に掲げる事務を行うに当たっては、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

4 本部の事務を行うに当たっては、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）に基づく業務が円滑に実施されるよう配慮しなければならない。

・火山調査研究推進本部において、国として火山に関する観測、測量、調査及び研究に関し、具体的に一元的な推進を図る方法として、活動火山対策特別措置法第三十一条第二項第一号では総合的かつ基本的な施策を立案、第三号では総合的な調査観測計画を策定することとされている。

・「火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に係る総合基本施策、火山に関する総合的な調査観測計画の要点」（令和6年8月9日 政策委員会決定）において、「今後、本要点を基に、総合的かつ基本的な施策及び総合的な調査観測計画の具体的内容を検討していく。」とされたことを受け、総合基本施策・調査観測計画部会において、総合的かつ基本的な施策（以下、「総合基本施策」という。）及び総合的な調査観測計画（以下、「調査観測計画」という。）の具体的内容の検討を進める。

1. 今後の進め方（案）

・総合基本施策・調査観測計画部会では、火山調査研究の基本的な施策について検討し、総合基本施策の中間とりまとめを実施。これを踏まえて、調査観測計画を検討。その後、同時期に、総合基本施策と調査観測計画の最終案をとりまとめ。

・総合基本施策の具体的内容の検討は、まずは、今後10年間に推進すべき火山に関する調査及び研究や、火山研究・実務人材の育成と継続的な確保を検討。調査及び研究や火山研究・実務人材

の育成と継続的な確保の内容を踏まえて、当面 10 年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項を検討。また、横断的な事項について検討。

- ・ 具体的内容を検討するために、これまでの取組（次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト、災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（建議）等）の内容について、関係機関からヒアリングを実施し、議論。
- ・ ヒアリングや議論の結果を踏まえ、事務局において要点を基に総合基本施策案や調査観測計画案を作成し、審議。

2. スケジュール（予定）

- ・ 10 月 21 日 第 3 回
 - － 進め方について審議
 - － 「要点」について
 - － 今後 10 年間に推進すべき火山に関する調査及び研究に係る「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト」の「次世代火山研究推進事業」、及び「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（建議）」の内容についてヒアリングし、議論。
- ・ 11 月～
 - － 総合基本施策について関係機関等から順次ヒアリング等を実施。
- ・ 年明け～
 - － 中間とりまとめ案について審議。
- ・ 令和 7 年春頃～
 - － 調査観測計画について審議。また、総合基本施策についても必要に応じ審議。

その後、政策委員会、本部会議での審議を経て総合基本施策、調査観測計画を決定。

※ 活動火山対策特別措置法第三十一条第三項の規定により、総合基本施策を策定する際には、中央防災会議の意見を聴く必要がある。

※ 総合基本施策、調査観測計画の策定の際には、パブリックコメントを実施。